

議案第 5 4 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成 2 8 年政令第 2 2 6 号）の施行に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所

得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 1 ～ 1 1 略 <u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条及び第 2 6 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 2 6 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 2 6 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 <u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が	附 則 1 ～ 1 1 略

新	旧
<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u> （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） <u>14</u> 略 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） <u>15</u> 略	（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） <u>12</u> 略 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） <u>13</u> 略

改 正 要 旨

1 改正の目的

平成27年11月26日に、日本と台湾の間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、交流窓口機関により「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」が締結されています。

このため、この取決めに基づき、平成28年度の税制改正の中で所得税法等の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

日本国居住者又は内国法人が構成員となり、かつ、日本の租税が免除される台湾の団体で構成員が利子等及び配当等を得た場合、これまでは、所得として算定されておりましたが、改正により、申告分離課税の区分が設けられ、構成員が特例適用利子等及び特例適用配当等を得た場合の申告義務が新たに課されています。

このため、申告された特例適用利子等又は特例適用配当等については、総所得金額に含め、国民健康保険税の所得割額等の算定を行うこととなります。

3 施行期日

平成29年1月1日から施行します。